

いわき市内で
新築・増改築される皆様へ!

いわきの木を使って ステキな家を建てよう!!

申請条件に当てはまればカタログからお好きな商品と交換できる

最大30万円分相当の
ポイントをプレゼント!!

1ポイント
1円相当

いわき市産木材を使用して
住宅を新築・増改築または購入で

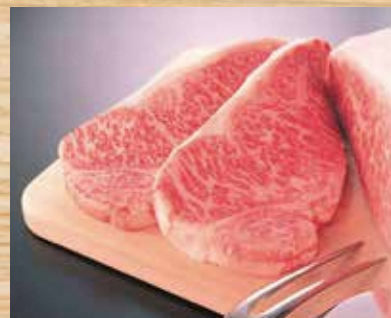
20万円分相当
ポイントプレゼント

いわき市産木材必要量の
2分の1以上が森林認証材の場合

プラス10万円分相当
ポイントプレゼント

森林認証材
とは?

森林認証制度により森林の管理や経営が適切であることを認証された、市内の森林から生産された木材。認証機関は森林管理協議会(FSC)、森林認証プログラム(PEFC)、一般社団法人緑の循環認証会議(SGEC)に限る。



※交換商品写真はイメージです。

申請期間

令和8年7月1日(水)～令和9年2月26日(金)

ポイント交付申請は、住宅の新築など完了後に受け付けます。なお、予算がなくなり次第終了となります。

申請方法

所定の申請書に記入し、窓口へ提出してください。申請書はホームページからもダウンロードできます。

先着順

最大50件
(1件1世帯)

詳しいポイントの交付条件や申請書の入手方法等については裏面をご覧ください

問合せ・申請窓口

いわき市役所
農林水産部 林業振興課

〒970-8686 いわき市平字梅本21
TEL.0246-22-1181 FAX.0246-22-1129

※詳しくはホームページを御覧ください。▶▶▶ <https://www.city.iwaki.lg.jp/>



令和8年度

いわき市木づかい住宅ポイント事業

市産木材の積極的な利用促進を図るため、市産木材を使用して住宅を新築や増改築または購入した方に対して、**いわき産の農林水産物などの商品と交換可能なポイント**を交付します。

交換商品

いわき産の農林水産物、市内施設の利用券・宿泊券、その他商品など

※金券類(「10,000円分」など金額の記載があるもの)は交付ポイントの半分以上を上限とします。

※商品の詳細については、別途作成するカタログを御覧ください。

(カタログは林業振興課及び各支所窓口にて備え付けるほか、市ホームページにも掲載しています。)

ポイント交付要件

- 次のいずれかの要件を満たすもの。
 - いわき市内に自ら居住するための住宅であること。
 - いわき市内で所有し使用する目的の住宅であること。
- 施工業者の主たる営業所がいわき市内にあること。
- 令和8年3月1日以降に完成している住宅であること。
- 主要構造材(柱・梁・桁・土台)及び間柱、内装材(天井・内壁・床等)及び外装材(軒天・外壁等)において、**右表に定める量以上の市産木材を使用**している住宅であること。
- 建築基準法等の関係法令に適合している住宅であること。
- 世帯員のいずれも過去に本事業によるポイントの交付を受けていないこと。
- 市税の滞納がないこと。

■ポイントの交付対象となる住宅における市産木材使用量

木杭を用いて地盤補強を行う場合は、木杭を含めることができる。

延べ面積	使用する市産木材の量
80㎡未満	4㎡
80㎡以上95㎡未満	5㎡
95㎡以上110㎡未満	6㎡
110㎡以上125㎡未満	7㎡
125㎡以上	8㎡

申請期間

令和8年7月1日(水)～令和9年2月26日(金)

ポイント交付申請は、住宅の新築など完了後に受け付けます。
なお、予算がなくなり次第終了となります。

先着順

最大50件
(1件1世帯)

申請方法

所定の申請書を作成し、申請窓口(いわき市役所 農林水産部 林業振興課)に郵送または持参により提出してください。

申請書の入手方法

- いわき市ホームページからダウンロード <https://www.city.iwaki.lg.jp/>
【「木づかい住宅ポイント事業」で検索】
- いわき市役所4階林業振興課または市内各支所の窓口で受け取り可能です。